

令和元年 9 月 6 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様
(D P C 用) の更新について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(平成 20 年厚生労働省告示第 95 号)が、令和元年 9 月 3 日付け厚生労働省告示第 104 号をもって一部改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(D P C 用)(以下「記録条件仕様」という。)を、下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

なお、更新内容については、令和元年 9 月 4 日から適用となります。

記

○ 更新内容

記録条件仕様の「別表 2 7 診療区分コード」に次の項目を追加した。

【追加項目】

- 「0 2 4 5 キザルチニブ塩酸塩」
- 「0 2 4 6 エヌトレクチニブ」
- 「0 2 4 7 パチシランナトリウム」
- 「0 2 4 8 ラブリズマブ」